

認知症になったとき、あなたを支える

# 成年後見制度

85歳以上の4人に1人が認知症と言われる近年。将来、認知症になっても、安心して安全な日々が過ごせるよう支援する仕組みの一つに成年後見制度があります。制度の適切な利用で、自分や家族の権利を守りましょう。

## 成年後見制度ってなに？

成年後見制度は、大きく2つに分けられます。認知症などで判断能力がない場合に利用できる**法定後見制度**と、判断能力が低下する前に、将来に備えて契約を結んでおく**任意後見制度**です。

**法定後見制度**とは、認知症などで判断能力の不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などで不利益を被ったり、悪徳商法の被害者になることがないよう、適切な後見人(代理人)等を選び、本人を法的に保護し、権利と財産を守り支援する制度です。

**任意後見制度**とは、将来認知症などで他者の支援が必要になった場合に、財産管理や施設への入所など、生活に関する事柄を自分に代わって行う人を判断能力が低下する前に、その人との間で契約を結んでおく制度です。

制度にはメリットもデメリットもありますが、適切に制度を利用するためにも、お気軽に無料相談をご利用ください。



### 司法書士による 成年後見制度無料相談

成年後見制度の概要や手続き、自分や親族の財産・金銭の管理、契約などの法律行為等に関する無料相談を随時行なっています。日程調整が必要なため事前にお問い合わせください。

## 参加してみませんか？ 介護予防事業 いきいきクラブ

いきいきクラブでは、認知症予防のための様々な取り組みを地域で実施しています。その中から、特色ある活動を行い、市内で活躍している団体の取り組みを紹介します。



◆認知症予防◆  
**押し花アート教室**  
出口こすもす会 (夜須町)

認知症予防のため脳の活性化に取り組んでいます。地域の顔なじみが集まって、押し花アートを作成しました。草花の名前と一緒に思い出話をしながら、たくさんの草花の中から配色と大きさを考え、目標時間内に作業します。「~ながら」は、複数の作業を並行して行うため、それぞれに適切に注意をはらう「注意分割機能」を鍛えます。

ひとりがかかえこんでいませんか？

## 家族介護者 ミニ交流会のご案内

日ごろから高齢者の介護をしている家族介護者の皆さんが気軽に参加でき、同じ介護者として、不安や苦勞を語り合いませんか？

一人で悩まず、少しでも心の負担を軽くして、介護ができるような交流会を開催します。ご都合に合わせて、どの月からでも参加できます。

- 参加者/高齢者を介護している家族
- 場 所/のいちふれあいセンター 3階 第1会議室
- 開催日/平成26年11月19日(水)  
12月17日(水)  
平成27年1月21日(水)  
2月18日(水)  
3月18日(水)
- 時 間/13時30分~14時30分

## 今月のチェックポイント

相手と示談する前に 届け出てください

# 相手がいる事故などで 国保を使って治療する 時には届け出を!

交通事故やけんかなどにより病院にかかった場合の治療費は、本来、加害者(第三者といいますが)が負担すべきものですが、実際には加害者との交渉の問題や、加害者側の支払い能力の問題もあり、さしあたって必要な支払いに困ってしまうケースもあります。

そこで、一時的に香南市国保が医療費を立て替え、後日香南市国保が加害者側に請求することで、被保険者の負担を軽減することができます。(双方がけがを負った場合はお互いが被害者でありながら、加害者となります)

# だより 国保



## 治療費支払いの流れと注意点

### 【国保を使える例】

●交通事故、けんか、ペットによる傷害などでかかった治療費

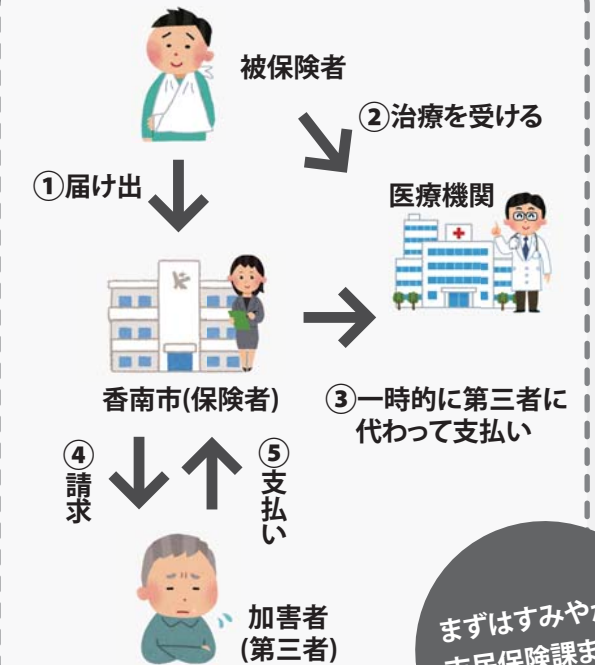
### 【このような場合国保は使えません】

- 業務上のケガや飲酒運転・無免許運転などでけがを負った場合
- 届け出をする前に加害者と示談をしていた場合
- 加害者から既に治療費全額を受け取っている場合

### ■通常の支払い方法



### ■支払いに国保を使う場合



※緊急性がある場合、治療を受けた後、届け出ていただいても結構です。

## 相手と示談をする前に届け出を!

香南市国保は、代位取得した損害賠償請求権を行使し、第三者に対して治療費を請求します。そのためには、被保険者またはその世帯主からの届け出が必要となりますので、けがを負った時は必ず市民保険課へ連絡してください。

また、相手に過失があるにも関わらず、「国保で治療を受けるから治療費はいらない」「今後の治療費は請求しない」など

の内容の示談をした場合は、その日以降、損害賠償請求権を破棄したこととなります。この場合、市が第三者に請求できなくなりますので、国保での治療を受けることができなくなる場合があります。

場合によっては、市が負担した医療費を返還していただくことがあります。

まずはすみやかに 市民保険課までご連絡ください

